

禁止地域等の指定

①高規格道路等の事業化

道路の事業化により線形が決まると、条例第3条の規定に基づく指定に向けて、手続きを開始する。

②既存物件現地調査の実施

現在設置されている掲出物件の調査を行い、禁止地域に入ることが想定される件数を把握する。

必要に応じて③を実施

③関係機関への説明・周知

現地調査により把握できた掲出物件について、指定後は、撤去が必要となることを関係機関へ説明等を行う。(指定後、経過措置として3年間の猶予)

④屋外広告物審議会の開催

条例第50条の規定に基づく審議会により、指定に際して、意見を聴取する。

⑤告示により地域指定が完了

審議会の異議がなければ、告示を行い指定が完了する。

許可地域等の指定

①高規格道路等の開通

道路の開通時期が決まると、条例第5条の規定に基づく指定に向けて、手続きを開始する。

②既存物件現地調査の実施

現在設置されている掲出物件の調査を行い、許可地域に入ることが想定される件数を把握する。

必要に応じて③を実施

③関係機関への説明・周知

現地調査により把握できた掲出物件について、指定後は、許可申請が必要となることを関係機関へ説明等を行う。(指定後、経過措置として3年間の猶予)

④屋外広告物審議会の開催

条例第50条の規定に基づく審議会により、指定に際して、意見を聴取する。

⑤告示により地域指定が完了

審議会の異議がなければ、告示を行い指定が完了する。